

## 各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(概要版)

### 都市計画の目標

本区域では、様々な人が、他のまちから移り住みたくなるよう、以下に示す 6 つの基本理念とそれぞれの目標に基づきまちづくりを推進します。

①公共交通を軸にした生活圏で暮らせる都市	目標 1：都市と自然の健全な調和 目標 2：歩いて暮らしやすい都市づくり
②力強さを持続する都市	目標 1：既存産業の振興、新たな産業の創出と受け皿づくり 目標 2：「選択と集中」による効率的な公共投資、公共施設等の長寿命化
③環境と共生する都市	目標 1：水と緑に包まれた都市づくり 目標 2：自然環境の特色や魅力を体感できる場づくり
④安全・安心な都市	目標 1：大規模災害に備えた都市づくり 目標 2：誰もが暮らしやすい都市づくり 目標 3：住民の健康を支える都市づくり
⑤歴史・文化を継承・活用する都市	目標 1：歴史・文化資源等を活用した魅力と多様な交流の創出 目標 2：郷土の誇りや愛着の醸成と個性ある景観形成
⑥多様な主体が参加・協働する都市	目標 1：まちづくりの担い手の多様化・活性化

### 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

本区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めるものとします。

概ねの人口 (2030 年)	産業の規模 (2030 年)		市街化区域の規模 (2030 年)
都市計画区域	135.1 千人	製造品出荷額 13,908 億円	概ね 2,888ha
市街化区域	108.9 千人	商品販売額 30,691 億円	

※産業の規模は、岐阜圏域として岐阜、各務原及び羽島の 3 都市計画区域共有のもの。

### 主要な都市計画の決定の方針

#### 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

住居系	既存住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・公園等の基盤施設の充実により居住環境の改善を図るとともに、空き家や空き地の流通促進により居住の誘導を行います。</li> <li>街区の再編により中高層の集合住宅を誘導するなど、居住環境の改善に向けた施策を検討します。</li> </ul>
	周辺住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画の方針に基づき、地区施設等の基盤整備を進めることにより、住宅地としての整備を図ります。</li> </ul>
	郊外住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> <li>低層住宅地として良好な居住環境の保全を図ります。</li> <li>地区内にみられる空き家等の中古住宅の流通を促進します。</li> <li>医療・福祉施設の適正な配置や日常的な買い物環境の充実を図ります。</li> </ul>
商業系	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市景観に配慮しながら、道路などの基盤整備を進めるとともに、土地の高度利用を促進し、都市機能の向上を図ります。</li> <li>公共交通結節点周辺において、商業、医療、福祉施設等の都市機能の集積を促進します。</li> <li>主要幹線道路沿道の近隣商業地は、機能維持・充実を図ります。</li> <li>交通利便性の高い地区では、周辺の住環境や農林漁業と調整を図りながら商業施設等の計画的な立地を誘導します。</li> <li>既存の商業施設の立地する地区は、大規模集客施設立地エリアとして位置づけ、商業地としての機能維持・充実及び、周辺環境と調和を図ります。</li> </ul>	
	【優先的かつ計画的に市街化を図る区域】蘇原瑞穂町地区	

工業系	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存工業地、既存工業団地では、生産機能の維持を図るとともに、機能の強化・拡充のために必要な土地需要について、周辺の自然環境や住環境に十分な配慮をしながら工業系の土地利用を検討します。</li> <li>各務山周辺地区においては、交通の利便性及び既存市街地との近接性を活かし、新たな産業の創出などまちづくりに有効な土地利用を促進します。</li> </ul>
	【優先的かつ計画的に市街化を図る区域】 各務山地区、岐阜各務原インターチェンジ周辺地区、各務東町地区

### 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>各鉄道駅とバス路線の連絡強化、公共公益施設等への移動利便性の向上に努めます。</li> <li>市民の公共交通に対するニーズに対応した身近な交通手段として、バス路線の維持を図ります。</li> <li>バス停留場における快適な待合場所の確保、駐輪場の整備や公共交通利用促進策の導入検討を進めます。</li> <li>交通弱者の移動手段を確保するため、地域交通サービスや福祉移動サービス等地域にあった交通サービスの導入を検討します。</li> <li>都市計画道路の見直しを検討しつつ道路の整備を行い、東西・南北に広域幹線道路とそれに連絡した道路を適切に配置し、より一層効率的な地域のまちづくりを進めます。</li> </ul>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢を鑑みながら計画的に公共下水道整備区域を検討するとともに、効率的な維持管理を行います。</li> <li>緊急度の高い地区に重点的に雨水幹線整備を推進するとともに、学校校庭等への貯留施設の設置による雨水流出量の抑制など、複合的に公共下水道（雨水）整備を進めます。</li> </ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域環境の整備を図るとともに、自然との共生や水辺空間の活用を考慮し、河川改修、内水排除事業等を推進します。</li> <li>治水整備にあたっては、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進します。</li> <li>従前から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。</li> <li>開発行為による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処します。</li> </ul>

### 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 市街地整備にあたっては、既存市街地の再整備を優先して行います。その上で、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。
- 既に地区計画が都市計画決定されている地区：引き続き良好な市街地の形成に努めます。
- 幹線道路の沿道など、都市的土地利用に優位な立地性を有する地区：必要に応じて土地区画整理事業等の活用を検討しながら、土地利用計画に適した市街地整備を図ります。

### 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

緑を都市の中に調和する形で保全・整備・育成することで、市民が生活の中の豊かさを実感するとともに、水と緑に恵まれたまちを実現するため、以下の基本方針を定めます。

- 歩くことの楽しい安全で美しいまちへ
  - 健康的で、日常の暮らしの中で、自然と郷土の歴史文化に親しみ、歩いて楽しく、安全で、美しい緑豊かなまちづくりを行います。
- 山と川の豊かな自然を暮らしの中へ
  - まちの中に豊かな水と緑の環境を創造するビジョンを市民・企業・行政・各種団体等が共有し、都市と自然が手を結ぶ緑のライフスタイルの実現を目指します。
- 生命を育む共生都市へ
  - 森、川、池、公園、並木等の水と緑を育みながら、まちの骨格となる水と緑の軸と、暮らしを彩る身近な緑を創出し、適切な管理の下で、自然と共生する豊かなまちを目指します。

